

《用語の解説》

- ・ 常住地による人口（夜間人口）

国勢調査時の 10 月 1 日に調査地域に常住している人口

- ・ 従業地・通学地による人口（昼間人口）

調査地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学している者を加えた人口

[例：A 市の昼間人口]

A 市の昼間人口 = A 市の夜間人口 - A 市からの流出人口 + A 市への流入人口

- ・ 昼夜間人口比率

次により算出された比率です。

昼夜間人口比率 = 昼間人口 / 夜間人口 × 100

したがって、100 を超えているときは昼間人口が夜間人口を上回ること（通勤・通学人口の流入超過）を示し、100 を下回っているときは流出超過を示しています。

《注意点》

- ① 「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。
「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。
この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としていません。
- ② ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ③ 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。